

ご近所支え合い活動助成金交付要綱

（趣旨）

- 第1 少子高齢化の進展に伴って、高齢者、障がい者、子育て世代等生活支援の必要な人が増加する中、住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現が求められ、また、一方で、健康で活動意欲のある高齢者等が増え、県民の多様な社会貢献活動への参加と活動への支援が望まれている。こうした県民の期待に応え、県民が共に助け合い支えあう活動を支援し、安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、「いわて保健福祉基金助成金交付規程」（以下「交付規程」という。）第2条第2項の規定に基づく特別枠として、県民の地域貢献活動等を支援するための「ご近所支え合い活動助成金」（以下「助成金」という。）助成制度を設けることとし、この実施に関し、この要綱を定めるものとする。
- 2 この要綱に定めのない事項については、交付規程の定めるところによる。

（助成対象事業）

- 第2 助成の対象となる事業は、おおむね市町村単位若しくは市町村の一部で行う次に掲げるいずれかの活動とする。
- (1) 高齢者が主体となって行う活動
 - (2) 高齢者等をサービスの対象とした支え合い活動

（助成対象者）

- 第3 助成の対象となる者は、前条に掲げる助成対象事業を行う団体又は法人であって、次の各号のいずれにも適合するものとする。
- (1) 県内に住所又は活動の本拠を有すること。
 - (2) 助成対象事業を確実に遂行できる見込みがあること。

（助成対象経費）

- 第4 助成の対象となる経費は交付規程において定める。ただし、次に掲げる経費は助成金の対象としない。
- (1) 研修の成果が直接活動に結びつかない先進地視察等にかかる経費
 - (2) 地域の祭事・伝統行事などの一般的に地域住民の寄付等により行われる活動にかかる経費

（助成額）

- 第5 助成対象事業1事業当たりの助成額の上限は初年度に限り30万円、次年度以降継続の場合は15万円とし、下限は5万円とする。

（助成の決定）

- 第6 助成金交付の申請があった事業に対する助成の可否は、いわて保健福祉基金助成審査委員会の意見を参考に、理事長が決定する。

（財産の処分の制限）

- 第7 助成事業者は、助成金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した機械及び器具でその価格が10

万円以上のものについて、取得又は効用の増加した日から5年以内に助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、助成事業財産処分申請書を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(補足)

第8 この要綱に定めるところによりがたい事項が生じたときは、別に理事長が定める。

附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年10月1日から施行し、平成22年度助成分から適用する。

附 則 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年11月12日から施行する。